

令和5年11月13日

児童発達支援センター  
児童発達支援事業所 代表者 様  
放課後等デイサービス事業所  
(指定都市・中核市に所在する事業所を除く)

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部  
障害サービス課長  
(公 印 省 略)

令和5年度障害児通所支援事業所安心・安全対策支援事業費補助金交付申請（追加協議分）  
について（通知）

本県の障がい福祉行政の推進につきまして、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記事業につきまして、こども家庭庁から追加協議の所要額調査について依頼がありました。

つきましては、事業の活用を新たに希望される事業所におかれましては、「令和5年度障害児通所支援事業所安心・安全対策支援事業費補助金交付申請書」（以下「補助金交付申請書」という。）を、次のとおり、御提出下さい。前回提出いただいた内容と変わらない場合は、改めて提出する必要はありません。

なお、今回の書類提出をもって補助が確約されるものではありませんので、御了承くださいますようお願い申し上げます。

## 1 補助対象

- (1) 児童発達支援センター、児童発達支援事業所
  - ① 送迎用バスの改修支援事業
  - ② ICTを活用した子供の見守り支援事業
  - ③ 登降園管理システム 導入支援事業)
- (2) 放課後等デイサービス事業所
  - ① 送迎用バスの改修支援事業 のみ

## 2 提出書類

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 障害児通所支援事業所安心・安全対策支援事業計画書・補助金所要額算出内訳書(別紙1)  
※ この事業計画書は事業所ごとに作成をお願いします

《装置の認定番号一覧》

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001599676.pdf>

【こども家庭庁HP】

### 3 提出方法

神奈川県電子申請システムを利用してください。

URL [https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=63211](https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=63211)

### 4 提出期限

令和5年11月30日（木）

問合せ先  
事業支援グループ  
電話 045(210)4732(直)